景観資源【鉄道】の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 【鉄道】沿線では車窓から見える部分で、閉鎖的な壁面や広告物が連ならないように配慮する。 |
| 記載欄 |
| 屋根、屋上、壁面に設備や工作物等を設ける場合は、【鉄道】車窓からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| (2) 形態・意匠・色彩 | |
|  | 駅周辺では、にぎわいや人の動きが意識できるよう低層部の外観に配慮する。 |  |
| 記載欄 |
|  | 【鉄道】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。 |
| 記載欄 |
| (3) 公開空地・外構・緑化 | |
|  | 【鉄道】に面する部分では、できる限り緑化を図り、緑の連続性に配慮する。 |
| 記載欄 |

　上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |